

証券コード 7096
2026年6月8日
(電子提供措置の開始日 2026年6月1日)

株 主 各 位

東京都港区虎ノ門一丁目21番19号
株式会社ステムセル研究所
代表取締役社長 清水 崇 文

第27期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第27期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に「第27期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

(https://www.stemcell.co.jp/corporate/ir/library/shareholders_meeting.php)

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)

上記の東京証券取引所ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、
「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）にて議決権を行使することができますので、
お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使書用紙に
賛否をご表示いただき、2026年6月23日（火曜日）午後6時までに到着するようご送付くださ
いますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 開 催 日 時 2026年6月24日（水曜日）午後3時（受付開始 午後2時30分）
2. 開 催 場 所 東京都港区赤坂1丁目8番1号 赤坂インターシティAIR4階
赤坂インターシティコンファレンス404号室

3. 会議の目的事項

報告事項

1. 第27期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）
事業報告及び連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第27期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）
計算書類の内容報告の件

決議事項

- | | |
|-------|--|
| 第1号議案 | 取締役4名選任の件 |
| 第2号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |
| 第3号議案 | 当社の取締役、執行役員及び従業員並びに当社子会社の従業員に対し、ストック・オプションとして新株予約権を発行する件 |

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。
 - ◎書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。なお、監査役および会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
 - ・連結計算書類の連結注記表
 - ・計算書類の個別注記表

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役4名選任の件

取締役全員（4名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役4名の候補者選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	しみず たかふみ 清水 崇文 (1973年3月17日)	1998年9月 株式会社日本トリム入社 2006年8月 同社関係会社PT.SUPER WAHANA TEHNO 副社長 2010年4月 株式会社日本トリム経営企画部長 2013年4月 同社執行役員経営企画担当 2013年9月 当社取締役 2016年6月 当社代表取締役社長（現任） 2026年6月 株式会社日本トリム取締役（非常勤）（就任予定）	51,400株
2	かやの けい 茅野 圭 (1977年8月23日)	2000年10月 株式会社野村総合研究所入社 2025年6月 当社入社 2025年8月 当社執行役員CFO 管理本部 財務・経理統括 本部長（現任）	一株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	や ま だ と も お 山 田 智 男 (1944年11月25日)	1968 年 4 月 三菱商事株式会社入社 1998 年 4 月 同社燃料第二本部長（参与） 1999 年 2 月 同社中国支社長（理事） 2004 年 7 月 豊国工業株式会社常務取締役 2015 年 6 月 当社社外取締役 2019 年 2 月 当社社外取締役（現任）	1,000株
4	お お く ぼ ゆ み 大 久 保 由 美 (1975年9月10日)	2000 年 4 月 横浜地方裁判所 判事補 任官 2002 年 5 月 弁護士登録 2014 年 8 月 島田法律事務所 パートナー（現任） 2023 年 6 月 当社社外取締役（現任） 2026 年 6 月 株式会社コメリ社外取締役（監査等委員）（就任予定）	一株

- (注) 1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 山田智男氏、大久保由美氏の2名は、社外取締役候補者であります。
3. 山田智男氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割は、大手商社における豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の経営全般に助言をいただくことにより、経営体制がさらに強化できると期待し、選任をお願いするものであります。山田智男氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって7年4ヶ月となり、通算の在任期間は10年4カ月となります。
4. 大久保由美氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割は、弁護士として幅広い見識を有しており、法律の専門家として独立性をもって、当社の経営全般に助言いただくことにより、経営体制がさらに強化できると期待し、また社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。大久保由美氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。

5. 当社と山田智男氏、大久保由美氏の各氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、山田智男氏、大久保由美氏の各氏の選任が承認された場合、当該契約を延長する予定であります。
6. 当社は、大久保由美氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。大久保由美氏の再任が承認された場合は、引き続き独立役員となる予定です。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第2号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め監査役の補欠監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、その選任の効力は就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

なお、本議案に関しましては、予め監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
さかい かずお 坂井 和夫 (1947年3月4日)	1969年4月 小玉株式会社 入社 1971年8月 日本ワイス株式会社 入社 1999年6月 当社入社 2005年7月 当社代表取締役社長 2019年2月 当社監査役 2023年6月 当社顧問（現任）	一株

(注) 1. 候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

2. 坂井和夫氏は、当社の監査役として十分な活動実績があることに加え、過去から当社役員としての活動実績から、当社の監査体制に活かしていただくため、補欠の監査役として選任をお願いするものであります。

3. 坂井和夫氏が監査役に就任した場合は、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約における損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。

4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害及び費用を当該保険契約により填補することとしております。坂井和夫氏が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

第3号議案 当社の取締役、執行役員及び従業員並びに当社子会社の従業員に対し、ストック・オプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、以下のとおり、当社の取締役、執行役員及び従業員並びに当社子会社の従業員に対し、ストック・オプションとして新株予約権を発行すること、及び募集事項の決定を当社取締役会に委任することのご承認をお願いするものであります。

また、本議案は、会社法第361条の規定に基づき、当社取締役（社外取締役を除く）に対する報酬等として上記ストック・オプションとしての新株予約権を発行することにつき、併せてご承認をお願いするものであります。

本議案の新株予約権は、当社の取締役、執行役員及び従業員並びに当社子会社の従業員の員数及び職位を基準として割当てられるものであり、またその額が一般的なオプション価値算定モデルであるブラック・ショールズ・モデルを用いて算定されることから、付与は相当なものであると考えております。

なお、新株予約権の行使に際して割り当てられる株式は、原則として当社の保有する自己株式を充当する予定です。

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を引き受ける者の募集をする理由

当社の取締役、執行役員及び従業員並びに当社子会社の従業員の業績向上に対する意欲や士気を喚起するとともに優秀な人材を確保し、当社グループ全体の企業価値向上に資することを目的とし、当社の取締役、執行役員及び従業員並びに当社子会社の従業員に対して新株予約権を発行するものであり、同様に取締役に対する報酬等としても、当社の員数及び職位等を基準として、以下に記載する内容の新株予約権を付与することは相当であると考えております。

2. 当社の取締役（社外取締役を除く）に対する報酬等としてのストック・オプションの発行について

当社の取締役に対する報酬は、会社法第361条第1項に基づき、2019年6月27日開催の定時株主総会において、総額で年額100百万円以内と決議されております。

このたび、当社の業績及び企業価値向上に対する意欲や士気を高め、より一層株主の皆様の利益を重視した業務展開を図ることを目的として、従来の報酬の額とは別枠で、ストック・オプションとしての新株予約権を年額200百万円の範囲内で発行することにつき、ご承認をお願いする

ものであります。当社の取締役に対してストック・オプション報酬として発行する新株予約権の額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権 1 個当たりの公正な評価単価に、割り当てる新株予約権の総数を乗じた額となります。ここでいうところの割当日における新株予約権 1 個当たりの公正な評価単価の算定につきましては、株式オプション価格算定モデルとして一般的に利用されているブラック・ショールズ・モデルを用いることとしております。

なお、現在の取締役は4名（うち、社外取締役3名）ですが、第1号議案が原案どおり承認可決されました後は、取締役は4名（うち、社外取締役2名）となり、付与を予定する取締役は2名となります。

3. 本議案の承認決議による委任に基づいて当社取締役会が募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容等

(1) 新株予約権の割り当てを受ける者

当社の取締役（社外取締役を除く）、執行役員及び従業員並びに当社子会社の従業員

(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、176,400株を上限とする。このうち、取締役を付与対象とする新株予約権の目的である株式数は176,400株を上限とする。各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、新株予約権の目的である株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使され又は当社が取得していない新株予約権の総数を乗じた数とする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、割当日後、当社が資本金の減少、合併又は会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本金の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で付与株式数を調整し、新株予約権の目的である株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使され又は当社が取得していない新株予約権の総数を乗じた数とする。

(3) 新株予約権の数

新株予約権の数は、1,764個を上限とする。このうち、当社取締役を付与対象とする新株予約権は1,764個を上限とする。ただし、(2) に定める調整を行った場合は、同様の調整を行う。

(4) 新株予約権についての金銭の払い込み

新株予約権と引き換えに金銭の払い込みを要しないこととする。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の額

各新株予約権の行使により出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）に東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値（以下、「終値」という。）の平均値（終値のない日を除く。）に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切上げ）、又は割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）の、いずれか高い金額を下回らない価額とする。なお、割当日後、以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。

- ① 当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- ② 当社が時価を下回る価額で株式を発行し又は自己株式を処分する場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式においては、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

- ③ 当社が資本金の減少、合併又は会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本金の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の発行から10年以内とし、具体的な期間は新株予約権の募集事項を決定する取締役会で決定する。

(7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本議案に基づいて新株予約権者に交付する株式は、原則として当社保有の自己株式とし新たな株式の発行は行わないものとするが、新たな株式を発行する場合においては、増加する資本金及び資本準備金について以下のとおりとする。

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要することとする。

(9) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という）が、権利行使時において当社、当社の子会社又は関連会社の取締役、執行役員又は従業員の地位にあることを要する。ただし、取締役会が正当な理由があると認める場合はこの限りでない。
- ② 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- ③ 新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできない。

(10) 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転の議案が当社株主総会で承認された場合は、その承認決議の日をもって、当社は未行使の新株予約権を無償で取得することができるものとする。

(11) 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合の取扱い

当該端数は切捨てとする。

(12) 新株予約権のその他の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

以上

事業報告

(自2025年4月1日 至2026年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当社グループは、「あたらしい命に、あたらしい医療の選択肢を。」をコーポレートスローガンに掲げ、産婦人科施設との強固なネットワークを活用し、再生医療・細胞治療を目的とした「さい帯」や「さい帯血」等の周産期組織由来の細胞バンク事業を展開しております。

当社グループは、

- ・ 国内市場における細胞バンク事業の安定的な成長
- ・ シンガポールを起点とした東南アジア市場の開拓

を成長戦略の二本柱と位置付け、中長期的な事業拡大を推進しております。

また、これらの事業基盤を活用し、再生医療・細胞治療分野における新たな治療法の開発に加え、関連領域における事業開発や投資にも取り組むことで、事業領域の拡大と収益機会の多様化を図り、グローバルかつサステナブルな成長と社会への貢献を目指しております。

当社グループは、株式会社ステムセル研究所において「さい帯」や「さい帯血」等の周産期組織由来の細胞バンク事業の展開及びそれらの細胞等を利用した新たな治療法の開発を行うとともに、子会社であるSTEMCELL INNOVATIONS PTE. LTD. (シンガポール) 及び株式会社ミルケアの2社を通じて、海外でのさい帯・さい帯血保管事業及び当社の事業に関連する新規分野の事業を推進しております。子会社における事業の本格化により業績への寄与が拡大する事から、2026年3月期第2四半期(中間期)より連結決算へ移行しております。

当連結会計年度は、保管検体数の増加に向けて、産婦人科施設との連携強化及びWEB広告運用の最適化を継続的に実施し、妊婦及びそのご家族への認知拡大を推進いたしました。また、対面チャネルとして複数のマタニティ・ベビー関連イベントへ出展し、顧客との接点拡大にも取り組みました。

2024年11月に開始した新保管プラン「HOPECELL」は、さい帯血とさい帯の両方を採取・保管することで、出産時にしか得られない細胞をより確実に保管できるサービスであり、市場への浸透が順調に進んでおります。「HOPECELL」導入によりさい帯・さい帯血合わせた総保管数が大きく伸び、2026年3月末時点の累計保管検体数(創業以来)は11万件

を超えました。保管契約の年数にわたって毎年保管料売上を計上するため、保管検体数の増加は、ストック収益として当社の安定した収益の基盤になります。

また、「HOPECELL」開始1周年を記念し、2025年12月下旬より10年保管及び20年保管プランを対象とした「保管料5年間分無料キャンペーン」を実施した結果、資料請求数が増加いたしました。

東南アジア事業においては、STEMCELL INNOVATIONS PTE. LTD.を中心に、シンガポールおよびインドネシア・ジャカルタ近郊を対象とした、さい帯・さい帯血保管事業の立ち上げを推進しております。現在、最新設備を備えたCPC（細胞処理センター）およびCCC（細胞保管センター）の建設は順調に進捗しており、シンガポール保健省（MOH：Ministry of Health）への事業ライセンス申請も完了しております。引き続き、早期のライセンス取得および事業開始に向け、万全の準備を進めております。

また、これらの取り組みは、「日本・シンガポール細胞バンク・医療基盤連携推進事業」として、日本国外務省が認定する「2026年 日・シンガポール国交樹立60周年記念事業」に選定されております。これを契機として、日本とシンガポール間における医療・再生医療分野での連携強化と、アジア地域における細胞バンク事業の発展に貢献してまいります。

国内関連事業では、株式会社ミルケアにおいて、当社のさい帯保管者向けに「ファミリー上清」製造サービスを提供しています。さい帯保管者数の増加を背景に利用者数及び利用件数が着実に拡大し、2026年3月末時点で累計37件の受注を受けております。サービス提供可能な提携クリニックのネットワーク拡充も進めています。

FDA（米国の医薬品規制当局）の認可のもと米国デューク大学が実施している脳性麻痺児等を対象としたさい帯血投与プログラムにおいては、当社でさい帯血を保管されている方々の参加事例が増加しており、さい帯血を用いた治療への活用ルートとして実績が積み上がっております。

再生医療分野における臨床研究としては、大阪公立大学大学院医学研究科発達小児医学教室と共同で進めている「自閉症スペクトラム障害（ASD）に対する自家さい帯血有核細胞を用いた治療法の開発」に関する臨床研究が開始され、複数の患者に対しさい帯血の投与が実施されております。また、高知大学におけるさい帯血を用いた脳性麻痺の臨床研究では、これまでに投与を受けた患者において運動能力の改善などの効果が確認されています。高知大

学ではさらに多くの症例を対象とした臨床研究が計画されており、さい帯血を用いた再生医療の可能性が広がることが期待されます。

株式会社iPSポータルと共同で実施している、自家さい帯血由来iPS細胞の製造・保管サービスに向けた共同研究においては、当社で20年以上の長期にわたり凍結保管していたさい帯血から良好なiPS細胞が製造でき、保管されたさい帯血がソースとして優れていることを確認しております。2026年3月開催の再生医療学会でその成果が発表されました。

さらに、2025年12月には、学校法人国際医療福祉大学医学部眼科学教室および医療法人社団栄和会との間で、さい帯間葉系細胞由来培養上清を用いた新たな眼疾患治療の開発に関する共同研究契約を締結しました。本研究では、角膜上皮障害に対する有効性の検証を行い、将来的な臨床応用に向けた基礎的知見の獲得を目指しております。

当連結会計年度より、株主還元の充実を目的として株主優待制度を新たに導入することを決定しました。本制度は、初回の基準日を2026年3月末日とし、当社株式1単元（100株）以上を保有する株主の皆様へデジタルギフト（3,000円分）を進呈するものです。株主優待制度導入が、多くの方に当社グループに関心を持っていただくきっかけとなり、2026年3月末の株主数は、1年前に比べ2倍以上に増加しました。今後も、事業成長に向けた積極的な投資を継続しつつ、株主の皆様への還元を重要な経営課題の一つと位置づけ、当社にふさわしい還元手段及び水準の検討をさらに進め、株主還元の一層の充実を図ってまいります。

これらの活動の結果、当連結会計年度における売上高は2,811,344千円、営業利益は202,657千円、経常利益は217,447千円、親会社株主に帰属する当期純利益は155,917千円となりました。売上高につきましては、国内事業が堅調に推移したことにより、過去最高※を更新いたしました。一方で、将来の事業拡大を見据えた人員増強および賃金改定に伴う人件費の増加に加え、原材料価格の上昇等により、売上原価は増加いたしました。また、現在最も注力しているシンガポール子会社における事業立ち上げ費用の影響により、販売費及び一般管理費も増加しております。これは、競合他社の動向等も踏まえ、今後の市場開拓に向けた重要な投資局面と位置付け、先行的な投資を実施していることによるものです。

なお、当連結会計年度は連結計算書類の作成初年度のため、前年度との比較情報は記載しておりません。また当社グループは、単一セグメントのため、セグメントごとの記載を省略しております。

※当社は2026年3月期第2四半期（中間期）より連結財務諸表の作成を開始したため、「過去最高」は、連結前の当社単体の経営成績との比較によるものです。

（2）資金調達等についての状況

① 資金調達の状況

連結子会社であるSTEMCELL INNOVATIONS PTE. LTD.（シンガポール）は、東南アジア事業における細胞バンク事業の立ち上げのため、当連結会計年度においてBIG RAINBOW INVESTMENT PTE. LTD.より3,500,000シンガポールドル（406,645千円）の出資を受けております。なおこの出資により、STEMCELL INNOVATIONS PTE. LTD.は、当社とBIG RAINBOW INVESTMENT PTE. LTD.の出資比率がそれぞれ50%となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は471,215千円（資産除去債務を含まない。）であります。その主なものは、シンガポールにおける新施設の建設にかかる建設仮勘定（152,133千円）、検体保管器の新規購入（122,081千円）、及び基幹システムの開発（101,638千円）となっております。なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

③ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

④ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑤ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑥ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(3) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第24期 (2023年3月期)	第25期 (2024年3月期)	第26期 (2025年3月期)	第27期(当連結会計年度) (2026年3月期)
売上高	—	—	—	2,811,344千円
経常利益	—	—	—	217,447千円
親会社株主に帰属する 当期純利益	—	—	—	155,917千円
1株当たり当期純利益	—	—	—	15円44銭
総資産	—	—	—	8,124,841千円
純資産	—	—	—	3,074,480千円
1株当たり純資産	—	—	—	266円34銭

- (注) 1. 第27期より連結計算書類を作成しているため、第26期以前の各数値は記載しておりません。
2. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数により算出しております。
3. 当連結会計年度の状況につきましては、前記「(1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第24期 (2023年3月期)	第25期 (2024年3月期)	第26期 (2025年3月期)	第27期(当期) (2026年3月期)
売上高	2,091,293千円	2,481,193千円	2,679,175千円	2,806,645千円
経常利益	300,365千円	417,271千円	428,773千円	278,051千円
当期純利益	198,032千円	310,981千円	385,796千円	192,171千円
1株当たり当期純利益	19円33銭	30円35銭	37円67銭	19円03銭
総資産	5,811,615千円	6,543,075千円	7,500,939千円	7,732,416千円
純資産	2,298,588千円	2,692,615千円	2,627,849千円	2,701,877千円
1株当たり純資産	224円33銭	262円78銭	258円35銭	268円30銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数により算出しております。
2. 当社は、2023年1月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。上記では、2023年3月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算出しております。

(4) 対処すべき課題

① 基本方針

当社グループは、コーポレートスローガンでもある、「あたらしい命に、あたらしい医療の選択肢を。」を実現するために、周産期の組織に由来する幹細胞を中心とした「細胞バンク事業」を日本及び海外において提供し、ノウハウの蓄積・技術開発・サービスの向上に努めてまいります。

そして、細胞バンクに保管されている細胞を用いて「新しい医療」を提供しようと日々努力を重ねられている医師や研究者の方々と協力し、これまで治療法のない病態に苦しむ患者さんに寄り添い、医療の発展に寄与することを目標としております。

また、当社独自の、細胞バンク事業のネットワークを基盤とした新たなビジネスモデルの構築による収益拡大に取り組んでおります。

② 対処すべき課題

当社グループは、中長期の持続的な業績拡大に向けた中期経営計画を策定いたしました。当該計画において、2030年3月期に向けて国内事業の売上を着実に拡大するとともに、海外事業における収益基盤を確立してまいります。中期経営計画の最終年度である2030年3月期には、連結売上高5,500百万円、連結営業利益1,000百万円を目指しております。

この中期経営計画の達成に向け、以下の3つの重点戦略に取り組んでまいります。

1. 国内事業基盤の強化

将来的には現在の約2.5倍にあたる年間保管検体数20,000検体（出生率の3%）を目指しております。この目標に向け、医療機関との連携の一層の強化、Web・SNSを活用したオンラインマーケティング、リアルイベントの全国展開等を推進してまいります。

また、基幹システムの老朽化対応及び業務効率化のため、かねてより準備を進めてきたシステムのリプレースを2027年3月期に実施する予定です。

2. 海外展開の推進

STEMCELL INNOVATIONS PTE. LTD.のCPC（細胞処理センター）及びCCC（細胞保管センター）について、2026年5月中に完成・引渡しの後、MOH（保健省）の

事業許可を得て2027年3月期半ばの稼働開始を予定しております。今後は、まずシンガポール及びインドネシア・ジャカルタ近郊を中心にマーケティング活動を本格化させるとともに、中期的には東南アジア全域への展開を進めてまいります。

東南アジア地域では、所得水準の上昇や健康意識の高まりを背景に、さい帯・さい帯血保管市場の拡大が見込まれており、同市場は2032年まで年平均成長率約16.8%で成長するとの推計※もあります。当社グループは、最先端設備と日本品質による安全性・信頼性を強みに、シンガポールを起点として、東南アジア地域において存在感のあるプレイヤーとなることを目指してまいります。シンガポール（想定市場規模6,000件／年）およびインドネシア（想定市場規模3,000件／年）においては、将来的に50%のシェアを獲得することを目指しています。

※Credence Research社による推計

3. さい帯・さい帯血の臨床応用・利用拡大

再生医療領域においては、大阪公立大学及び高知大学におけるさい帯血を用いた臨床研究、米国デューク大学による脳性麻痺児等へのさい帯血投与プログラムへの支援を継続してまいります。

さらに、大学等との共同・協力による先進的な研究開発・臨床研究にも継続的に取り組んでおります。具体的には、国際医療福祉大学医学部眼科学教室及び医療法人社団栄和会と共同で、さい帯間葉系細胞由来培養上清を用いた新たな眼疾患治療の開発を進めております。

また、医療機関と連携し、さい帯・さい帯血を利用した第二種再生医療等提供計画の具体化に向けた取り組みも推進しております。

加えて、株式会社iPSポータルと共同で、自家さい帯血由来iPS細胞の製造・保管サービスの実用化に向けた検討を進めるほか、さい帯由来培養上清液の美容・自由診療領域での利用拡大にも取り組み、保管細胞の活用機会拡大を図ってまいります。

これらの研究開発の進展により、保管した細胞の活用領域は今後さらに拡大していくものと考えております。従来、さい帯・さい帯血保管は「万一の場合に備えた将来への備え」として認識される側面がありましたが、今後は再生医療や自由診療等における具体的な活用を前提とした保管ニーズへと変化していくことが期待され、これに伴い保管需要のさらなる拡大を見込んでおります。

(5) 主要な事業内容（2026年3月31日現在）

細胞バンク事業

(6) 主要な営業所及び施設の状況（2026年3月31日現在）

営業所

名 称	所在地
本社	東京都港区
虎ノ門オフィス	東京都港区
名古屋オフィス	愛知県名古屋市中区
大阪オフィス	大阪府豊中市
福岡オフィス	福岡県福岡市中央区

施設

名 称	所在地
東京細胞処理センター（東京CPC）	東京都港区
横浜細胞処理センター（横浜CPC）	神奈川県横浜市緑区
細胞保管センター（CCC）	神奈川県横浜市緑区

(7) 従業員の状況（2026年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数 132名 前連結会計年度末比増減 一名

(注) 1. 上記従業員には、臨時従業員（嘱託、パートタイマー等）を含みません。

2. 第27期より連結計算書類を作成しているため、前連結会計年度末比増減は記載しておりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数 116名 前事業年度末比増減 1名

平均年齢 36.2歳 平均勤続年数 5.3年

(注) 上記従業員には、臨時従業員（嘱託、パートタイマー等）を含みません。

(8) 重要な親会社及び子会社の状況（2026年3月31日現在）

① 親会社の状況

当社の親会社は株式会社日本トリムで、同社は当社の株式を7,174,200株（持株比率70.02%）保有しております。

② 子会社の状況

当社の子会社は、STEMCELL INNOVATIONS PTE. LTD.、株式会社ミルケアの2社であります。

(9) 主要な借入先及び借入額（2026年3月31日現在）

主要な借入先	借入残高
株式会社三菱UFJ銀行	349,585千円
三井住友信託銀行株式会社	88,004千円
株式会社日本政策金融公庫	2,520千円
合計	440,109千円

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式に関する事項（2026年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 38,920,000株
- (2) 発行済株式の総数 10,246,600株（自己株式176,412株を含む）
- (3) 株主数 6,717名
- (4) 上位10名の株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社日本トリム	7,174,200株	71.24%
名古屋中小企業投資育成株式会社	168,000株	1.67%
山 本 邦 松	90,200株	0.90%
Supercell Biotechnology Corporation	70,000株	0.70%
ステムセル研究所従業員持株会	65,989株	0.66%
若 松 茂 美	51,800株	0.51%
清 水 崇 文	51,400株	0.51%
楽天証券株式会社	46,200株	0.46%
仲 博 之	42,900株	0.43%
尾 林 雅 夫	32,400株	0.32%

（注）持株比率は、自己株式（176,412株）を控除して計算しております。

3. 新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (2) 当期中に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2026年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当又は重要な兼職の状況
代表取締役社長	清 水 崇 文	
取 締 役	山 田 智 男	
取 締 役	安 藤 公 秀	株式会社安藤公秀代表取締役
取 締 役	大久保 由 美	弁護士（島田法律事務所）
常 勤 監 査 役	長 江 賢	
監 査 役	藤 川 義 人	弁護士（弁護士法人 淀屋橋・山上合同） 株式会社iPSポータル監査役 トヨタ紡績株式会社社外監査役
監 査 役	森 澤 夕 子	株式会社ラボレムス取締役

- (注) 1. 取締役 山田智男氏、安藤公秀氏及び大久保由美氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役 長江賢氏、藤川義人氏及び森澤夕子氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 社外取締役 大久保由美氏、社外監査役 藤川義人氏は、弁護士として企業法務に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、取締役 安藤公秀氏、大久保由美氏及び監査役 長江賢氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び監査役全員との間で、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項各号の定める額の合計額を限度として責任を負担する旨を定めた契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

① 被保険者の範囲

当社のすべての取締役、執行役員及び監査役。

② 保険契約の内容の概要

被保険者が①の会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償するもの。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じている。保険料は全額会社が負担する。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 2019年6月12日開催の取締役会において決定方針を決議しております。

② 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

・基本方針

当社の取締役の報酬は当社の持続的成長及び企業価値向上を実現するために機能する報酬体系とし、取締役の報酬水準は、経済・社会情勢等を踏まえたものとするを基本方針とする。具体的には、a.基本報酬、b.短期インセンティブ報酬としての賞与、c.中長期インセンティブ報酬としてのストック・オプションで構成する。社外取締役については、経営への監督機能を有効に機能させるため、基本報酬のみとする。

なお、今後、更なる中長期の企業価値創造を引き出すため、固定報酬の割合を下げ、業績連動による報酬の新たな導入の検討を進めるものとする。

a.基本報酬

基本報酬は、各月の固定報酬とし、役位及び担当する職務、在任年数等に応じて決定する。(退職慰労金を含む。)

b.短期インセンティブ報酬としての賞与

短期インセンティブ報酬としての賞与の額及び支給の時期については、株主総会決議に従うことを前提に、代表取締役社長が会社の業績、役位及び担当する職務等に応じて案を策定し、取締役会において決定する。

c.中長期インセンティブ報酬としてのストック・オプション

取締役に対し、中長期インセンティブ報酬としてのストック・オプションを付与する場合は、都度、その内容について取締役会で決議のうえ、株主総会に付議することとする。

③ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2019年6月27日開催の第20期定時株主総会において、年額100,000千円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は3名（うち、社外取締役は1名）です。

監査役の金銭報酬の額は、2019年6月27日開催の第20期定時株主総会において、年額30,000千円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名（うち、社外監査役は2名）です。

④ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役の個人別の基本報酬としての金銭報酬については、代表取締役社長清水崇文に取締役個人別の報酬額の具体的内容を委任し、代表取締役社長において決定しております。

理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当領域や職責の評価を行うには代表取締役社長が最も適していることによります。取締役会から委任を受けた代表取締役社長が個人別の報酬等の額を決定するに際しては、株主総会決議に従うことを前提に、報酬水準の妥当性及び業績評価の透明性を十分配慮したうえで決定することとしております。

当社取締役会は取締役個人別の報酬案が役員報酬に関する社内基準に基づいていることを事後的に確認していることから、その内容が決定方針に沿ったものであると判断しております。

⑤ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる 役員の員数（人）
		月額報酬	賞与	退職慰労金	
取締役 (うち社外取締役)	62,550 (12,545)	48,953 (12,545)	2,000 (－)	11,596 (－)	4 (3)
監査役 (うち社外監査役)	13,200 (13,200)	13,200 (13,200)	－ (－)	－ (－)	3 (3)
合計 (うち社外役員)	75,750 (25,745)	62,153 (25,745)	2,000 (－)	11,596 (－)	7 (6)

(注) 1. () 内は内書きで、社外取締役及び社外監査役の報酬等の金額及び員数を記載しています。

2. 取締役の報酬等の額には使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

3. 当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額は11百万円です。

(5) 社外役員に関する事項

- ・ 重要な兼職先と当社との関係
該当事項はありません。
- ・ 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況及び 社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	山 田 智 男	当事業年度開催の取締役会25回全てに出席し、主に豊富な経営経験及び幅広い見識に基づき、議案等につき必要な発言を適宜行っております。大手商社における豊富な経験と幅広い見識を有し、当社の経営全般に助言をいただいております、当社の社外取締役として業務遂行に対する監督など適切な役割を果たしていただいております。
社外取締役	安 藤 公 秀	当事業年度開催の取締役会25回中23回に出席し、主に海外での豊富な経営経験及び幅広い見識に基づき、議案等につき必要な発言を適宜行っております。大手商社における豊富な海外経験と幅広い見識を有し、当社の経営全般に助言をいただいております、当社の社外取締役として業務遂行に対する監督など適切な役割を果たしていただいております。
社外取締役	大久保 由 美	当事業年度開催の取締役会25回全てに出席し、主に弁護士経験及び幅広い見識に基づき、議案等につき必要な発言を適宜行っております。また、当社の経営全般に助言をいただいております、当社の社外取締役として業務遂行に対する監督など適切な役割を果たしていただいております。
社外監査役	長 江 賢	当事業年度開催の取締役会25回及び監査役会13回全てに出席し、常勤監査役として大手商社における豊富な経営経験及び幅広い見識に基づき、適宜発言を行っております。
社外監査役	藤 川 義 人	当事業年度開催の取締役会25回及び監査役会13回全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地に基づき、適宜発言を行っております。
社外監査役	森 澤 夕 子	当事業年度開催の取締役会25回及び監査役会13回全てに出席し、幅広い見識に基づき、適宜発言を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	20,213千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20,213千円

- (注) 1. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務遂行状況や報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、有限責任 あずさ監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）を委託しておりません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の決議により会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するために必要な体制の整備についての決議の内容

当社は、業務の適正性を確保するための体制として、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定める決議を行っております。その概要は次のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役会規程をはじめ社内諸規程の制定、適正な運用とともに必要に応じ発展的に改正等を行う。
- ② コンプライアンス管理規程を制定し、教育研修等の場を設けるなど、その修得を図るものとする。
- ③ 内部監査規程に基づき内部監査を実施する。内部監査担当者及び代表取締役は必要に応じて、会計監査人及び監査役会と連携し、情報交換等を行い、効率的な内部監査を実施する。
- ④ 取締役及び使用人が法令もしくは定款に抵触する行為が認められたとき、それを告発しても、当該告発者が不利益な扱いを受けない旨の、「社内通報制度」を制定する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、職務執行にかかわる文書（電磁的記録を含む）の保存及び管理の取扱いについては、「文書管理規程」に基づき必要に応じて適時見直し整備、作成、保管及び廃棄等の取扱いを明確にするとともに、次のように定めております。

- ① 取締役会議事録、株主総会議事録、社内規程、各種契約書などの重要文書は、電子媒体によるバックアップを併用し適切に保存管理する。
- ② 文書管理所管部署は管理本部であるが、取締役及び監査役の閲覧請求に対して常に閲覧に供するものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

経済活動におけるあらゆる損失の危険（リスク）を総合的かつ適切に認識し対応するため、リスク管理規程を制定し、多様なリスクを未然に防止するとともに、危機発生時にはそのリスクを極小化する管理体制を整備するものとしております。リスク管理部門としては、管理本部が統括し、担当執行役員がそれを管掌することとしております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の効率的な職務執行体制を確保するために次のように定めております。

- ① 定例取締役会を毎月一回開催するほか、機動的な意思決定を行うため、臨時取締役会を開催するものとし、適切な職務執行体制を確保する。
- ② 取締役会の決定に基づく職務執行を効率的に行うため、当社社内規程に基づく権限の委譲を行い、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を分担する。
- ③ 業務の効率化に必要となる情報インフラの整備・構築を図る。

(5) 当社における業務の適正を確保するための体制

当社は、上記に掲げた内部統制システムを整備しておりますが、その基本方針に基づき以下の具体的な取組みを行っております。

- ① 内部監査による業務監査により、会社全般にわたる業務の適正性を確保し、公正で効率的な遂行を図ることを目的とし、その結果を代表取締役社長に報告する。
- ② 管理担当執行役員は、効率的経営を促進するために、人材、資金及び情報等の統制環境を整備する。
- ③ 財務報告に係る内部統制の評価の基本方針に基づき、決算財務プロセス、重要性の大きいプロセスを整備する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項その使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議のうえ、使用人を指名し、指名された使用人は補助者としてその職務に専念する。

- ① 監査役の職務を補助すべき使用人は必要に応じてその人員を確保する。
- ② 監査役が指定する補助期間中での指揮権は監査役に委譲されたものとし、取締役及び他の者の指揮命令は受けないものとする。
- ③ 当該使用人の人事異動及び人事考課については、監査役の同意を得るものとする。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役又は使用人は、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼす恐れのある事項、内部監査の実施状況、内部通報の事実を、速やかに監査役に報告する体制を整備する。

- ① 監査役は取締役会のほか重要な会議に出席し、取締役及び使用人から職務執行状況の報告を求めることができる。
- ② 取締役及び使用人は、法令に違反する事実、会社に損害を与えるおそれのある事実を発見した場合は速やかに監査役に報告する。
- ③ 取締役及び使用人は、監査役から業務執行に関する事項の理由を求められた場合には、速やかに報告する。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会は、社外監査役を含め公正かつ透明性を担保するための体制を整備する。

- ① 監査役は代表取締役との意見交換を密にし、相互の意思疎通を図る。
- ② 監査役会は内部監査担当者及び管理部と定期的に意見交換を行い相互の意思疎通を図る。
- ③ 監査役は業務に必要と判断した場合は、会社の費用負担にて、弁護士、公認会計士、その他専門家の意見を聴取する。

(9) 反社会的勢力を排除するための体制

反社会的勢力との関係を根絶するため、「反社会的勢力排除規程」に従い、主管部署たる管理本部が反社会的勢力に係わる社内各部門からの対応窓口業務、その他関連する業務を統括して対応しております。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は、取締役会において決議された「内部統制システムの整備に関する基本方針」に基づき、内部統制システムを整備し運用しております。当事業年度における運用状況の概要は以下のとおりです。

(1) 内部統制システム全般

当社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査担当者がモニタリングし、改善を進めております。

(2) コンプライアンス

当社は、取締役及び使用人に対し、その階層に応じて必要な教育研修を行う他、コンプライアンス委員会の実施によって法令及び定款を遵守するための取組みを行っております。また、法令違反その他のコンプライアンス上問題のある行為に関する相談、内部通報の体制を内部通報規程に定め、法令違反等の早期発見と迅速かつ適切な対応に努めております。

(3) リスク管理体制

経営における重大な損失、不利益等を最小限にするため、リスクの把握・評価・対応策等によるリスク管理を適宜取締役会で協議を行うなど、リスク管理の強化を図っております。

(4) 内部監査

内部監査担当者が作成した内部監査計画に基づき、内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長及び監査役に報告しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	5,313,624	流 動 負 債	4,532,174
現 金 及 び 預 金	2,834,134	買 掛 金	33,974
売 掛 金	2,337,026	未 払 金	126,984
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	54,021	未 払 費 用	26,480
前 払 費 用	42,845	1年内返済予定の長期借入金	63,048
そ の 他	51,024	未 払 法 人 税 等	41,647
貸 倒 引 当 金	△5,429	前 受 金	4,127,448
固 定 資 産	2,811,216	預 り 金	4,296
有 形 固 定 資 産	1,375,042	賞 与 引 当 金	65,387
建 物	759,826	株 主 優 待 引 当 金	18,118
工 具、器 具 及 び 備 品	791,096	リ ー ス 債 務	7,823
土 地	418,176	そ の 他	16,966
建 設 仮 勘 定	152,133	固 定 負 債	518,186
リ ー ス 資 産	40,878	長 期 借 入 金	377,061
減 価 償 却 累 計 額	△787,068	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	50,708
無 形 固 定 資 産	225,619	資 産 除 去 債 務	64,540
ソ フ ト ウ ェ ア	21,025	リ ー ス 債 務	25,876
ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定	202,931	負 債 合 計	5,050,360
商 標 権	1,661	(純資産の部)	
投 資 そ の 他 の 資 産	1,210,554	株 主 資 本	2,696,998
投 資 有 価 証 券	830,135	資 本 金	704,805
役 員 対 する 長 期 貸 付 金	133,050	資 本 剰 余 金	596,939
長 期 前 払 費 用	2,327	利 益 剰 余 金	1,595,391
繰 延 税 金 資 産	68,128	自 己 株 式	△200,138
そ の 他	176,912	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	△14,953
資 産 合 計	8,124,841	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△32,786
		為 替 換 算 調 整 勘 定	17,833
		非 支 配 株 主 持 分	392,434
		純 資 産 合 計	3,074,480
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	8,124,841

連 結 損 益 計 算 書

(自2025年4月1日 至2026年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		2,811,344
売上原価		1,099,157
売上総利益		1,712,187
販売費及び一般管理費		1,509,529
営業利益		202,657
営業外収益		
受取利息	20,687	
その他の	1,908	22,596
営業外費用		
支払利息	5,448	
支払手数料	795	
雑損	1,563	7,807
経常利益		217,447
特別利益		
固定資産売却益	550	550
特別損失		
固定資産除却損	211	211
税金等調整前当期純利益		217,786
法人税、住民税及び事業税	89,131	
法人税等調整額	△2,352	86,778
当期純利益		131,007
非支配株主に帰属する当期純損失		△24,910
親会社株主に帰属する当期純利益		155,917

連結株主資本等変動計算書

(自2025年4月1日 至2026年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	704,805	589,805	1,448,019	△94,130	2,648,500
当期変動額					
親会社株主に帰属 する当期純利益	—	—	155,917	—	155,917
自己株式の取得	—	—	—	△106,008	△106,008
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動	—	7,133	—	—	7,133
連結範囲の変動	—	—	△8,545	—	△8,545
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	7,133	147,372	△106,008	48,497
当期末残高	704,805	596,939	1,595,391	△200,138	2,696,998

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	△20,651	—	△20,651	—	2,627,849
当期変動額					
親会社株主に帰属 する当期純利益	—	—	—	—	155,917
自己株式の取得	—	—	—	—	△106,008
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動	—	—	—	—	7,133
連結範囲の変動	—	—	—	—	△8,545
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△12,135	17,833	5,698	392,434	398,133
当期変動額合計	△12,135	17,833	5,698	392,434	446,630
当期末残高	△32,786	17,833	△14,953	392,434	3,074,480

連 結 注 記 表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 2 社

連結子会社の名称

STEMCELL INNOVATIONS PTE. LTD、株式会社ミルケア

(2) 連結の範囲の重要な変更

当連結会計年度より、重要性が増したSTEMCELL INNOVATIONS PTE. LTDおよび株式会社ミルケアを連結の範囲に含めております。

(3) 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社のうち、STEMCELL INNOVATIONS PTE. LTDの決算日は12月31日であり、連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

原材料、貯蔵品…………… 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産 …………… 定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

無形固定資産 …………… 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社
(リース資産を除く) …………… 内における利用可能期間(5年)に基づく定額法に基づいております。
リース資産 …………… リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金……………債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債
権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上して
おります。
賞与引当金……………従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度
負担額を計上しております。
株主優待引当金……………株主優待制度に伴う費用に備えるため、株主優待に基づき発生すると見込まれる額
を計上しております。
役員退職慰労引当金……………役員の退職慰労金の支払に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額
を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理してあり
ます。

② 収益及び費用の計上基準

当社グループは、細胞バンク事業を営んでおり、売上高は、主に「技術料」、「保管料」から構成されてあり
ます。

技術料は、細胞分離及び細胞処理の際に必要な分離料、検査料及び登録料を技術料として分類してあり
ます。保管料は、細胞保管料を保管料として分類してあります。

さい帯血の細胞分離及びさい帯の細胞処理については、顧客との契約に基づき、顧客から預かったさい帯血
の細胞分離又はさい帯の細胞処理を行う義務を負っております。当該履行義務はさい帯血の細胞分離又はさい
帯の細胞処理が完了した一時点で充足されるものであり、細胞分離又は細胞処理が完了した時点において収益
を認識しております。

細胞保管については、顧客との契約に基づき、顧客から預かり、細胞分離又は細胞処理した細胞を契約期間
にわたり保管する義務を負っております。当該履行義務は時の経過に応じて履行義務が充足されるため、契約
期間にわたり按分して収益を認識しております。

取引の対価は、主に細胞分離又は細胞処理の履行義務充足後に支払いを要求しており、履行義務充足後の支
払は、履行義務充足時点から概ね1か月以内に行われることから重要な金融要素は含んでおりません。なお、
分割払いにより支払われる場合においても、契約単位で重要性に乏しく、金融要素の影響について約束した対
価の額の調整は行っておりません。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の数
普通株式 10,246,600株
2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項
該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項
 - (1) 金融商品に対する取組方針
当社グループは、必要資金を自己資金及び借入金で賄っております。一時的な余剰資金は安全性の高い金融資産で運用しております。なお、デリバティブ取引については、現在利用しておらず、投機的な取引は行わない方針であります。
 - (2) 金融商品の内容及びそのリスク
営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、株式及び債券であり、発行体の信用リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。借入金は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で10年以内であります。変動金利での借入金であるため、金利の変動リスクに晒されております。
 - (3) 金融商品に係るリスク管理体制
 - ① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理
当社グループは、債権管理規程に従い、営業債権について顧客ごとに期日管理及び残高管理を行い、状況を随時把握することでリスクの軽減を図っております。
当連結会計年度の貸借対照表日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表されています。
 - ② 市場リスク(株価及び金利等の変動リスク)の管理
当社グループは、投資有価証券について、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握することでリスクの軽減を図っております。
 - ③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理
当社グループは、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を維持するほか、金融機関との当座貸越契約締結などにより、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 売掛金	2,337,026		
貸倒引当金 (※ 2)	△5,429		
	2,331,597	2,142,575	△189,022
(2) 投資有価証券			
其他有価証券	695,132	695,132	—
資産計	3,026,730	2,837,708	△189,022
(1) 長期借入金 (1年内返済予定を含む)	440,109	440,109	—
負債計	440,109	440,109	—

(※ 1) 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金が短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※ 2) 売掛金に対する貸倒引当金を控除しております。

(※ 3) 非上場株式(貸借対照表計上額135,002千円)は、市場価格がないため、「投資有価証券」には含めておりません。

(注) 1. 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
売掛金	246,315	728,155	1,362,555	－
合 計	246,315	728,155	1,362,555	－

(注) 2. 長期借入金の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	63,048	63,048	63,048	62,708	40,332	147,925
合 計	63,048	63,048	63,048	62,708	40,332	147,925

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルの時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
① 投資有価証券 その他有価証券	24,082	671,050	－	695,132
資産計	24,082	671,050	－	695,132

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
① 売掛金	－	2,142,575	－	2,142,575
資産計	－	2,142,575	－	2,142,575
② 長期借入金	－	440,109	－	440,109
負債計	－	440,109	－	440,109

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

債券は取引金融機関から提示された価格等を用いて評価しております。市場での取引頻度が低く、活発

な市場における相場価格とは認められないため、レベル2の時価に分類しております。

売掛金

短期間（1年以内）で決済されるものは、時価が帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。また、当連結会計年度末から決済日までの期間が1年を超えるものについては、債権額を決済日までの期間を加味した利率により割り引いた現在価値によっております。その時価をレベル2の時価に分類しております。

長期借入金

変動金利のため短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	細胞バンク事業	合計
一時点で移転される財又はサービス	2,269,035	2,269,035
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	542,308	542,308
顧客との契約から生じる収益	2,811,344	2,811,344
その他の収益	—	—
外部顧客への売上高	2,811,344	2,811,344

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記) 3.(4)②収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権		
売掛金	1,840,677	2,337,026
契約負債		
前受金	3,772,460	4,127,448

- (注) 1. 契約負債は主に細胞保管に関する契約に基づき顧客より受領した前受金に関連するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。
2. 当連結会計年度に認識した収益の額のうち、期首時点の契約負債に含まれていた額は437,991千円であります。
3. 当連結会計年度は連結計算書類作成の初年度であるため、期首残高の数値は前事業年度の計算書類の数値を記載しております。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

細胞保管については、契約に定められた定額の保管料を請求しており、顧客に移転した保管サービスの価値に直接対応する金額で顧客から対価を受ける権利を有しており、当該請求する権利を有している金額で収益を認識していることから、実務上の便法に従い残存履行義務に配分した取引価格に関する注記を省略しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 266円34銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 15円44銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

貸 借 対 照 表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	4,681,630	流 動 負 債	4,514,152
現 金 及 び 預 金	2,205,777	買 掛 金	31,214
売 掛 金	2,337,994	未 払 金	126,984
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	54,021	未 払 費 用	24,388
前 渡 金	360	1 年内返済予定の長期借入金	62,328
前 払 費 用	38,827	未 払 法 人 税 等	41,089
そ の 他	50,077	前 受 金	4,115,560
貸 倒 引 当 金	△5,429	預 り 金	4,296
固 定 資 産	3,050,786	賞 与 引 当 金	65,387
有 形 固 定 資 産	1,221,236	株 主 優 待 引 当 金	18,118
建 物	759,826	リ ー ス 債 務	7,823
工 具、器 具 及 び 備 品	788,943	そ の 他	16,961
土 地	418,176	固 定 負 債	516,386
リ ー ス 資 産	40,878	長 期 借 入 金	375,261
減 価 償 却 累 計 額	△786,587	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	50,708
無 形 固 定 資 産	225,619	資 産 除 去 債 務	64,540
ソ フ ト ウ ェ ア	21,025	リ ー ス 債 務	25,876
ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定	202,931	負 債 合 計	5,030,538
商 標 権	1,661	(純資産の部)	
投 資 そ の 他 の 資 産	1,603,930	株 主 資 本	2,734,664
投 資 有 価 証 券	830,135	資 本 金	704,805
関 係 会 社 株 式	406,268	資 本 剰 余 金	589,805
役 員 対 する 長 期 貸 付 金	133,050	資 本 準 備 金	589,805
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	4,000	利 益 剰 余 金	1,640,191
長 期 前 払 費 用	2,327	そ の 他 利 益 剰 余 金	1,640,191
繰 延 税 金 資 産	68,128	繰 越 利 益 剰 余 金	1,640,191
そ の 他	160,020	自 己 株 式	△200,138
資 産 合 計	7,732,416	評 価 ・ 換 算 差 額 等	△32,786
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△32,786
		純 資 産 合 計	2,701,877
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	7,732,416

損 益 計 算 書

(自2025年4月1日 至2026年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		2,806,645
売上原価		1,099,157
売上総利益		1,707,487
販売費及び一般管理費		1,444,315
営業利益		263,172
営業外収益		
受取利息	20,737	
その他の	1,908	22,646
営業外費用		
支払利息	5,408	
支払手数料	795	
雑損	1,563	7,767
経常利益		278,051
特別利益		
固定資産売却益	550	550
特別損失		
固定資産除却損	211	211
税引前当期純利益		278,389
法人税、住民税及び事業税	88,570	
法人税等調整額	△2,352	86,218
当期純利益		192,171

株主資本等変動計算書

(自2025年4月1日 至2026年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	704,805	589,805	589,805	1,448,019	1,448,019	△94,130	2,648,500
当期変動額							
当期純利益				192,171	192,171		192,171
自己株式の取得						△106,008	△106,008
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	—	—	—	192,171	192,171	△106,008	86,163
当期末残高	704,805	589,805	589,805	1,640,191	1,640,191	△200,138	2,734,664

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△20,651	△20,651	2,627,849
当期変動額			
当期純利益			192,171
自己株式の取得			△106,008
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△12,135	△12,135	△12,135
当期変動額合計	△12,135	△12,135	74,028
当期末残高	△32,786	△32,786	2,701,877

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

2. 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

原材料、貯蔵品……………総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

3. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……………定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

無形固定資産……………定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法に基づいております。

リース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

貸倒引当金……………債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金……………従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度負担額を計上しております。

株主優待引当金……………株主優待制度に伴う費用に備えるため、株主優待に基づき発生すると見込まれる額を計上しております。

役員退職慰労引当金……………役員の退職慰労金の支払に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社は、細胞バンク事業を営んでおり、売上高は、主に「技術料」、「保管料」から構成されております。

技術料は、細胞分離及び細胞処理の際に必要な分離料、検査料及び登録料を技術料として分類しております。保管料は、細胞保管料を保管料として分類しております。

さい帯血の細胞分離及びさい帯の細胞処理については、顧客との契約に基づき、顧客から預かったさい帯血の細胞分離又はさい帯の細胞処理を行う義務を負っております。当該履行義務はさい帯血の細胞分離又はさい帯の細胞処理が完了した一時点で充足されるものであり、細胞分離又は細胞処理が完了した時点において収益を認識しております。

細胞保管については、顧客との契約に基づき、顧客から預かり、細胞分離又は細胞処理した細胞を契約期間にわたり保管する義務を負っております。当該履行義務は時の経過に応じて履行義務が充足されるため、契約期間にわたり按分して収益を認識しております。

取引の対価は、主に細胞分離又は細胞処理の履行義務充足後に支払いを要求しており、履行義務充足後の支払は、履行義務充足時点から概ね1か月以内に行われることから重要な金融要素は含んでおりません。なお、分割払いにより支払われる場合においても、契約単位で重要性に乏しく、金融要素の影響について約束した対価の額の調整は行っておりません。

(貸借対照表に関する注記)

1. 関係会社に対する金銭債権

短期金銭債権	1,035千円
--------	---------

2. 取締役に対する金銭債権

金銭債権	133,705千円
------	-----------

(損益計算書に関する注記)

関係会社取引高

売上高	12,531千円
-----	----------

その他の営業取引高	4,299千円
-----------	---------

営業外取引高	67千円
--------	------

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式	176,412株
------	----------

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因

繰延税金資産の発生の主な原因は、賞与引当金、役員退職慰労引当金、その他有価証券評価差額金及び資産除去債務等であり、繰延税金負債の発生の原因は、資産除去債務に対応する除去費用であります。

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

貸借対照表上に計上した固定資産のほか、事務機器、検体保管設備の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

(関連当事者に関する注記)

1. 子会社

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	STEMCELL INNOVATIONS PTE. LTD.	所有 直接50.0%	役員の兼任	増資の引受	371,790	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

増資の引受については、STEMCELL INNOVATIONS PTE. LTD.の行った増資を引き受けたものであります。

2. 役員及び個人主要株主等

(単位：千円)

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注)	科目	期末残高
役員	清水崇文	被所有 直接0.5%	当社代表取締役	資金の貸付	—	役員に対する 長期貸付金	133,050
				受取利息	1,463	未収利息	655

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

役員に対する長期貸付金について、市場金利を勘案して金利を決定しております。

また、当社株式51,400株を担保として受け入れております。なお、取引金額、期末残高には消費税等は含まれておりません。

(収益認識に関する注記)

連結注記表「収益認識に関する注記」に記載している内容と同一のため、記載を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 268円30銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 19円03銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月15日

株式会社ステムセル研究所
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所
指定有限責任社員 公認会計士 西 野 裕 久
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 鈴 木 慧 史
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ステムセル研究所の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ステムセル研究所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月15日

株式会社ステムセル研究所
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所
指定有限責任社員 公認会計士 西 野 裕 久
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 鈴 木 慧 史
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ステムセル研究所の2025年4月1日から2026年3月31日までの第27期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監査報告書

監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第27期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査人その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、主に本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2021年11月19日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動 計算書及び個別注記表）及びその附属明細書、並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、 連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月20日

株式会社ステムセル研究所	監査役会
常勤監査役（社外監査役）	長 江 賢 ㊞
監査役（社外監査役）	藤 川 義 人 ㊞
監査役（社外監査役）	森 澤 夕 子 ㊞

以上

定時株主総会会場ご案内図

会 場

東京都港区赤坂一丁目8番1号

赤坂インターシティAIR4階 赤坂インターシティコンファレンス404号室

交 通

東京メトロ

銀座線・南北線「溜池山王駅」14番出口より地下直結

9番出口より徒歩約2分

日比谷線「虎ノ門ヒルズ駅」徒歩約5分

